

農地の賃貸借を合意解約するには

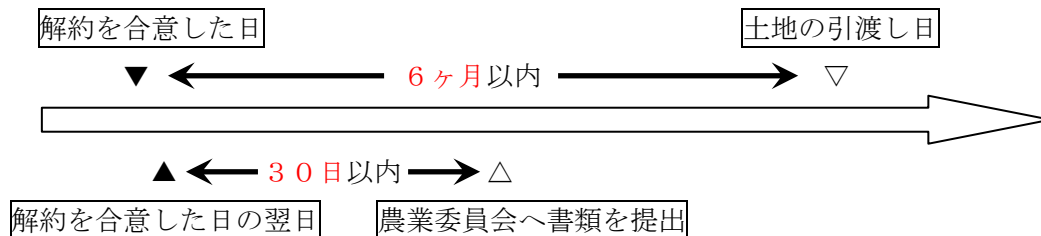
農地の賃貸借（有償での貸し借り）を双方の合意により解約する場合には、農業委員会に農地法第18条第6項の規定による通知書3部と農地賃貸借契約解約書1部を提出してください。この場合の合意解約は、その解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意でその旨が書面（合意解約書）において明らかであるものでなければなりません。

農業委員会に提出する書類（賃貸借の合意解約）

農地法第18条第6項の規定による通知書	3部
農地賃貸借契約解約書	1部
賃貸借契約書の写し	1部（ある場合）

注意事項

- 1) 解約を合意した日から30日以内に農業委員会に提出してください。
- 2) 土地の引渡し時期は、解約を合意した日から6ヶ月以内でなくてはなりません。



農地の使用貸借を合意解約した場合には

農地の使用貸借（無償での貸し借り）を双方の合意により解約した場合は、農地使用貸借契約合意解約書を解約後、速やかに農業委員会に提出してください。

農業委員会に提出する書類（使用貸借の合意解約）

農地使用貸借契約合意解約書	1部
使用貸借契約書の写し	1部（ある場合）